

## 年金委員活動 | 地域型年金委員の活動と組織づくり

### # 民間協力員

年金制度の普及啓発や支援などを行う民間協力員としては、以前、社会保険委員や国民年金委員が設置されていました。しかし、法的な位置づけがなく、信頼度が十分ではないという課題があったことから、日本年金機構法第30条で年金委員を規定し、法律上の根拠を有する民間協力員として厚生労働大臣が委嘱する制度となりました。

年金委員は、職域型と地域型に区分され、職域型年金委員は厚生年金保険の適用事業所で地域型年金委員は地域において活動し、委嘱数は職域型年金委員が約13万人、地域型年金委員が約1万人となっています。

社会保険委員は、厚生年金保険の適用事業所で事業主や被保険者に制度の周知や支援などの活動を行う約18万人が年金制度の事業運営の重性な役割を担っていました。

一方、国民年金委員は、市区町村などが市区町村を退職した職員や民生委員などに委嘱し、制度創設当時から平成21年まで約8万人が活動していました。

今日の年金事業運営は、これらの多くの民間協力者の長い間の活動の賜物であると思っています。

### # 地域型年金委員の組織づくり

社団法人日本国民年金協会（平成24年解散）は、日本年金機構の設立にあたり年金委員制度への円滑な実施が図られるよう当時の社会保険庁と打ち合わせを踏まえ、日本年金機構の一助となればと独自事業の「国民年金委員活動支援事業」を実施しました。年金委員活動に役立つテキストの作成や年金委員就任の働きかけなどを行いました。加えて、都道府県単位の地域型年金委員の組織づくりも推進し、神奈川県国民年金委員会（平成20年）、千葉県国民年金委員会（平成21年）、埼玉県地域型年金委員会（平成23年）が設立されました。

かつて、日本年金機構運営評議会で委員から「年金委員を積極的に活用し、運営することが望ましい。年金委員の組織化が必要だ。」との発言もありました。

地域型年金委員の組織が必要なのか、必要ないのか、様々な意見はあると思いますが、職域型年金委員の活動と違い、地域型年金委員は各自の経験や地域の実情に応じた活動になります。地域での個人活動は難しいものです。年金委員が連携して活動できるなど組織づくりは必要だと思っています。

### # 地域型年金委員会連絡協議会の設置

特定非営利活動法人年金福祉推進協議会は、非営利活動事業のひとつとして年金委員活動支援事業を日本年金機構の理解も得て都道府県の地域型年金委員会の健全な育成及び会員相互の連絡調整を図り、もって年金事業の円滑な運営に寄与することを目的とし地域型年金委員会連絡協議会を神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県の委員会とともに令和元年に立ち上げました。連絡協議会はこれまで年2回開催し、各委員会の活動状況の報告や日本年金機構との意見交換などを行っています。

## # 千葉県地域型年金委員会の解散

千葉県地域型年金委員会は、日本年金機構が令和4年に「機構が新たに地域型年金委員連絡会及び地域型年金委員地区連絡会を設置し、今後、この連絡会を中心に地域型年金委員の活動支援を組織的に行っていく。」また「連絡会はこれまでの千葉県地域型年金委員会の活動を承継・発展させる形で運営していく。」と説明があり、千葉県地域型年金委員会はその役割を終えたとして解散を決めましたが、千葉年金事務所から「解散を白紙に戻し新たな連絡会と委員会が両輪となって引き続き活動して欲しい。役割分担などは一緒に検討しその後に解散などについて決めて欲しい。」と要請があり、解散はいったん白紙に戻し検討結果を踏まえて改めて判断することにした経緯があります。その後、検討に進展がなく令和7年4月に解散するに至りました。

千葉県の組織づくりに携わった一人として大変残念な思いがあります。

## # 年金委員活動の支援

地域型年金委員が一筋縄でいかないのか、委嘱拡大、支援のあり方や組織づくりなどの課題が一筋縄でいかないのか、年金委員制度発足以来10年が過ぎました。

年金委員は素晴らしい使命感をもって活動している民間協力員です、日本年金機構には強いリーダーシップで支援してもらい円滑な年金事業運営に役立ててもらいたいことを期待しています。

(地域型年金委員 佐々木満)